

群馬県ユニバーサルデザインタクシー車両導入支援事業補助金交付要領

第1 群馬県ユニバーサルデザインタクシー車両購入支援補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第5条（5）に規定する車両とは、当該年度の国庫補助事業の事前要望調査において要望書が提出されているが、国庫補助の交付決定がなされなかった車両であり、かつ、ユニバーサルデザインタクシー車両導入に係る市町村補助による当該年度の市町村長の補助交付決定を受けた車両であること。

第2 交付要綱第9条（7）に規定するその他申請に必要な書類とは、次の各号のとおり。

- （1） 国庫補助事業の事前要望調査に関する書類（写し）
- （2） 市町村による補助対象となっている場合、その交付決定通知（写し）
- （3） 一般乗用旅客自動車運送業者の認可書又は許可書（写し）
- （4） 法人の場合はイ、個人事業主の場合はロ
 - イ 申請者及び自動車使用者の商業・法人登記簿謄本（写しでも可）
 - ロ 住民票（マイナンバーの記載の無いもの）及び前年度の確定申告書（写し）
- （5） 県税に滞納がないことを証する書類（納税証明書）
- （6） 群馬県暴力団排除条例（平成22年10月28日条例第51号）、群馬県の事務事業からの暴力団排除に関する要綱（平成23年3月28日制定）及び運用通知に基づく誓約書

第3 交付要綱第10条2（4）に規定するUD研修実績報告書に添付する書類は、次の各号のとおり。

- （1） 受講者名簿（任意様式でも可）
- （2） 受講者に交付された研修修了証の写し
- （3） 研修内容がわかる資料（次第等）